

## 現場代理人の取扱いについて（改正）

標記について、国土交通省通知（平成28年4月1日付け閣議決定「建設業法施行令の一部を改正する政令について（事務連絡）」により、現場代理人の取り扱いについて下記のとおり改正する。

### 記

#### 1. 対象

対馬市が発注する工事

#### 2. 現場代理人の常駐を要しない場合

原則として、現場代理人は、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うこととされているが、以下のいずれかの要件を満たす場合に、契約書第10条第5項の「工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない」ものとして取り扱うものとする。

- ① 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間。
- ② 長崎県建設工事標準請負契約書第20条第1項又は第2項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間。
- ③ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作等を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間。
- ④ 前3号に掲げる期間のほか、工事現場において作業が行われていない期間。
- ⑤ 1件の工事における請負額が3,500万円未満（建築一式7,000万円未満）の工事（技術者の専任が必要とされない工事）で、発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡がとれる場合。

#### 3. 他工事と現場代理人が兼務する場合

現場代理人の常駐義務の緩和に伴い、発注者又は監督員が求めた場合、求める工事現場に速やかに向かう等の対応を行うことを条件に、以下のいずれかの場合は兼務を可能とする。なお、現場代理人は、いずれかの現場に常駐することを原則とする。

- ① 市内公共工事において、密接な関係のある二以上の工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所（10km程度以内）において施工する場合。ただし、各々の工事において、請負額が3,500万円未満（建築一式7,000万円未満）の工事（技術者の専任が必要とされない工事）であること。兼務する工事の件数は、2件とする。
- ② 同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に関わる工事であって、かつそれぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められる場合（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る）。

#### 4. 発注者への報告及び承諾

- ① 2. ①②④の現場施工を行わない期間

現場代理人の工事現場における常駐義務は不要とし、他の工事の作業員として従事することを可

能とするが、計画工程表等により作業が行われていない期間を明示しておくこと。なお、作業が行われていない期間が変更になった際は、変更の計画工程表等の再提出を行うか、若しくは「工事打合せ簿」等により、作業が行われていない期間を明確にしておくこと。また、工事の全部の施工を一時中止している期間については、発注者が通知する「工事中止通知書」の期間において常駐義務は不要とする。

② 2. ③の工場製作のみを施工している期間

現場代理人の工事現場における常駐義務は不要とし、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の現場代理人がこれらの製作を一括して管理することができるものとする。なお、兼務する場合は、工場製作のみを施工している期間を計画工程表等により明確にしておくこと。

③ 3. ①②の二以上の工事を同一の現場代理人が兼務する場合

現場代理人が兼務する場合は、現場代理人の通知前に兼務する場合の条件を付した届け出を提出し、各発注者の承諾を得、他工事と兼務していることを明確にしておくこと。

5. 現場代理人と他技術者との兼務

現場代理人については、通常工事現場への常駐が求められていることから、原則として経營業務の管理責任者又は営業所の専任技術者との兼務は認めない。

6. 現場代理人の資格要件

特別な資格は要しない。

7. 途中交代

現場代理人の途中交代については、制限を設けていない。

8. 適用日

平成28年6月1日より適用する。